

地方公共団体は、基本理念にのっとり、循環器病対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（法第 4 条）

都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、都道府県循環器病対策推進計画を策定しなければならない。  
（法第 1 1 条第 1 項）

都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、循環器病対策に関係する者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、都道府県循環器病対策推進協議会が置かれている場合にあつては、都道府県循環器病対策推進協議会の意見を聴かなければならない。（法第 1 1 条第 2 項）

都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画に関し、都道府県循環器病対策推進協議会を置くよう努めなければならない。（法第 2 1 条第 1 項）

都道府県協議会は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他の都道府県が必要と認める者をもって構成する。（法第 2 1 条第 2 項）

# 三重県循環器病対策推進協議会と各部会の役割（案）

## 協議会の役割

三重県循環器病対策推進計画（仮称）の策定にあたって、総合的な観点から審議を行い、意見を述べる。（法第11条第2項）また、策定した循環器病対策推進計画の進行管理を行う。なお、医療計画の関連疾患部分の進行管理も行うこととする。

## 各部会の役割

それぞれの部会において、専門的かつ詳細な調査又は討議を行う。また、部会間の調整や情報共有を図るため、各部会長等は他の部会に出席することができる。

### 【脳血管疾患対策部会】

- ・脳血管疾患の予防や正しい知識の普及啓発
- ・脳血管疾患に係る急性期医療提供体制の構築
- ・社会連携に戻づく脳血管疾患対策・心疾患患者支援
- ・小児期・若年期から配慮が必要な脳血管疾患への対策
- ・脳血管疾患に係る研究成果の活用 など
- ・脳血管疾患に係る救急搬送体制の整備
- ・脳血管疾患に係るリハビリテーション・緩和ケアの充実
- ・脳血管疾患に関する適切な情報提供・相談支援
- ・脳血管疾患に係る診療情報の収集・提供体制の整備

### 【心疾患対策部会】

- ・心疾患の予防や正しい知識の普及啓発
- ・心疾患に係る急性期医療提供体制の構築
- ・社会連携に基づく心疾患対策・心疾患患者支援
- ・小児期・若年期から配慮が必要な心疾患への対策
- ・心疾患に係る研究成果の活用 など
- ・心疾患に係る救急搬送体制の整備
- ・心疾患に係るリハビリテーション・緩和ケアの充実
- ・心疾患に関する適切な情報提供・相談支援
- ・心疾患に係る診療情報の収集・提供体制の整備

### 【社会連携・リハビリ部会】

- ・循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ・社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
- ・循環器病の後遺症を有する者に対する支援
- ・リハビリテーション・緩和ケアの充実
- ・循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- ・治療と仕事の両立支援・就労支援 など